

長野県希少野生動植物保護条例について

長野県環境部自然保護課より、2010年6月22日付で、本会宛に「長野県希少野生動植物保護条例の規定に基づく特別指定希少野生動植物種の追加について」という文書が届きました。今回追加指定されたのはフサヒゲルリカミキリのみですが、上記の条例に基づく「指定希少野生動植物」および「特別指定希少野生動植物」にはチョウ類も含まれていますので、以下に規制の概要を紹介します。

■指定希少野生動植物（72種類）

捕獲、採取、殺傷または損傷をしようとする場合、あらかじめ知事に届出が必要。

チョウ目では、オオルリシジミ、タカネキマダラセセリ（南アルプス亜種）、同（北アルプス亜種）、クモツマキチョウ（南アルプス八ヶ岳連峰亜種）、ミヤマシロチョウ、ミヤマモンキチョウ（浅間連山亜種）、オオイチモンジ、タカネヒカゲ（八ヶ岳亜種）が種指定され、チャマダラセセリ（木曾町開田高原個体群）、ヒメヒカゲ（岡谷市・塩尻市個体群）が地域個体群指定されている。

■特別指定希少野生動植物（19種類）

捕獲、採取、殺傷または損傷は原則として禁止。譲渡しの事業（販売等）を行う場合は、あらかじめ知事に届出が必要。

チョウ目では、ミヤマシロチョウ、タカネヒカゲ（八ヶ岳亜種）が種指定されている。

◎詳しくは長野県のホームページをご覧ください。

「<http://www.pref.nagano.jp/kankyo/hogo/kisyous2/kisyous-pamphlet.pdf>」（概要版）

「<http://www.pref.nagano.jp/kankyo/hogo/kisyous2/#johrei>」（保護条例）

（問い合わせ先）

長野県 環境部 自然保護課 自然保護係

Tel 026-235-7178 Fax 026-235-7498

email shizenhogo@pref.nagao.lg.jp

（文責：自然保護委員長 石井 実）